

小郡市における臨時休校等の判断基準（指針）について

令和3年8月31日

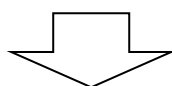
小郡市教育委員会

国内及び県内の新型コロナウイルスの感染者数は未だ高止まりしており、小郡市内においても厳しい状況が続いています。このため、国は臨時休校の判断等に当たっての考え方を取りまとめ、ガイドラインとして8月27日に通知しています。

これを踏まえ、小郡市における臨時休校等の判断基準について下記のとおり定めました。

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、感染者等を出席停止（自宅待機）とするとともに、以下のとおり臨時休校等を検討します。

- まずは、保健所による濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間、臨時休校を行う。



- 把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、必要に応じて学級もしくは学年・学校単位の臨時休校等を行う。

期間については、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて保健所等の助言をもとに判断する。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

【学年閉鎖】

○学級の枠を超えて、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休校】

○学年の枠を超えて、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休校を実施する。